

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例 及び同施行規則についての運用基準

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（昭和 48 年山梨県条例第 40 号。以下「条例」という。）及び同施行規則（昭和 48 年山梨県規則第 51 号。以下「規則」という。）についての運用基準（以下「運用基準」という。）は次のとおりとする。

I 一般的事項について

第1 定義

この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一団の土地とは、土地の利用目的等から見て一体と認められる造成区域の土地を指すものであり、次の分類のそれぞれについて一つ以上該当する項目がある場合には、原則として一団の土地として扱うものとする。

分 類	項 目
場 所	地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合
	造成行為によって地形、水の流れが変わり集水区域が一つとなる場合
	水利用の実態からみて受益対象が同じである場合
	箇所の異なった造成行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする場合
	複数の事業者が連続して造成する場合で、道路、雨水排水施設、その他の施設等が供用となる場合、又は、費用負担上つながりがある場合
	集水区域や受益対象が別であっても、相互の造成行為地間の距離が 30m 未満である場合
時 期	造成行為の時期が重複している場合
	造成行為が終了し、相当年数（3年程度）を経過しないで、その次の造成行為をしようとする場合
	時期の異なった造成行為であっても、全体計画の一部である場合

人 格	複数の事業者が、特定の造成目的のためにそれぞれ分担して共同で造成行為をする場合
	一つの事業者が、特定の造成目的をもつ造成行為を複数の事業者それぞれ分割させて行わせようとしている場合
	事業者が法人の場合にあつては、別々の法人であっても同一人がそれぞれの法人役員をかねている場合、又は、法人の所在地が同一の場合
	血縁関係にある複数の者の行う造成行為である場合
	数人が共同の意思（計画の共同性が認められる。）をもって造成行為を行う場合で、同一事業として判断した場合
	数人が造成する場合であっても、同一請負人が造成する場合
	土地所有者が同一である場合

(2) 関係市町村とは、造成区域の所在する市町村並びにこの事業に関連して発生する防災、用水及び排水並びに取付道路等により地域環境に影響を及ぼすと認められる地域の所在する市町村をいう。

第2 知事との事前協議について（条例第4条）

事業主が条例第4条の規定により協議しようとする際は、次の条件を満たしていることとする。

- (1) 当該事業用地について土地所有者他造成事業の妨げとなる権利を有する者の数及び造成区域面積の90%以上の同意が得られていること。
- (2) 造成事業の計画について、全ての利害関係者の同意が得られていること。ただし、この場合の利害関係者とは、造成区域内及び下流域において水利権、漁業権等の具体的権利を有し、当該造成事業によって発生する防災、用水及び排水並びに取付道路等により影響を受ける者をいう。
- (3) 造成事業の計画について、関係市町村及び造成区域に隣接する全ての地区及び下流域に存在するなど造成事業により直接的に地域環境への影響が見込まれる地区の住民を対象に地区説明会が実施され、説明会で出た課題に対して、その解決策を当該地区の住民に提示し当該解決策の内容について了承する旨の合意形成が図られていること。

第3 意見聴取について（条例第5条）

条例第5条の規定により意見を聴取すべき造成事業に関係あると認める市町村

とは、運用基準 I の第 1 の(2)によるものとする。

第 4 知事の同意について（条例第 6 条）

- 1 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する土地利用に関する計画とは、県又は市町村が策定した土地の利用計画（国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条）及び法令に基づく土地の規制又は利用区分をいう。
- 2 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する周辺地域の将来の発展に貢献するものとは、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 道路事情が改善されるもの
 - イ 地域の雇用創出に寄与するもの
 - ウ 周辺地域の開発が促進されるもの
 - エ 地域景観との調和に配慮されているもの
 - オ アからエまでに定めるもののほか、周辺地域の将来の発展に貢献するもの
- 3 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する地域住民の生活環境に支障を及ぼさないものとは、次のアからウまでのいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 騒音、振動、粉塵等による障害の恐れがあること。
 - イ 生活用水や排水及び廃棄物処分等の問題の恐れがあること。
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、地域住民の生活環境に支障を及ぼす恐れがあること。
- 4 条例第 6 条第 1 項第 9 号に規定する周辺地域の農林漁業との健全な調和が図られるものとは、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 農林漁業産物の地元調達、販売促進に寄与するもの
 - イ 地域における労務の調整に寄与するもの
 - ウ 関連産業の振興に寄与するもの
 - エ アからウまでに定めるもののほか、周辺地域の農林漁業と健全な調和が図られるもの
- 5 条例第 4 条第 1 項の規定による知事の同意については、条例第 6 条各号の事項を勘案し、次に定める事情を踏まえ、その可否を判断する。
 - (1) 造成区域の所在する市町村において、当該事業の造成区域面積に、既設及び同意済みのゴルフ場造成区域面積を加算したものが、当該市町村面積

の 100 分の 6 以下であること。

ただし、ここでいう「ゴルフ場」とは、ホール数が 18 ホール以上であり、かつコースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が 100 メートル以上の施設（当該施設の総面積が 10 万平方メートル未満の物は除く。）及び 18 ホール未満であってもホール数が 9 ホール以上であり、かつホールの平均距離がおおむね 150 メートル以上の施設のあるゴルフ場をいう。

- (2) 新規ゴルフ場造成については、既設及び同意済みのゴルフ場との間隔が、最短距離（水平距離）でおおむね 1 キロメートル以上離れた計画であること。
- (3) 造成事業にかかる地域との調整や資金計画など、事業を確実に遂行する能力を有すること。
- (4) 関係市町村長からの意見聴取において、条例第 6 条第 1 項各号に定める事項のそれぞれについて意見を求め、いずれの事項についても理由を明記したうえで不同意とする意見がないこと。

第 5 計画図及び設計図等の縮尺について（規則第 4 条、第 7 条）

事前協議及び設計確認申請の際に添付する図面の縮尺は、次のとおりとする。

図面の種類	およそ 50 ヘクタール以上の造成事業にかかる場合	およそ 50 ヘクタール以下の造成事業にかかる場合
造成区域位置図	50,000 分の 1 以上	
造成区域図 土地の現況図	5,000 分の 1 以上	2,000 分の 1 以上
土地利用計画図 樹林地配置図 設計平面図及び断面図 用水及び排水設計図	2,000 分の 1 以上	
その他の構造図等	それぞれの計画又は設計の内容が確認できる程度の縮尺	

- 1 土地の現況図は、造成区域内において法令上の制限を受け、許可等を必要

とするものがあるときは、その位置を明示するものとする。

- 2 事前協議書に添付する図書については、規則第 4 条によるものとする。規則第 4 条第 1 項第 12 号のその他の図書には、その他造成前の現況を写した空中写真（5,000 分の 1 程度）に造成区域を明示して提出すること。

第 6 設計の確認について（条例第 9 条）

規則第 4 条で規定する土地取得に関する契約書等は、設計確認申請までに全ての用地に関するものを知事に提出させるものとする。

第 7 工事の着手について（条例第 10 条）

工事の着手とは、事業主等が工事の計画及び設計を定めるために行う必要な行為（測量、調査等）を除く、造成事業に関する土地の形質を変更する行為に着手することをいう。

第 8 工事完了検査について（条例第 16 条）

工事の完了検査は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に基づく工事の検査要領により実施するものとする。

第 9 監督処分について（条例第 17 条）

条例第 17 条の規定による監督処分の対象となる違反工事は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第 4 条第 1 項の規定による事前協議及び条例第 9 条第 1 項の規定による設計の確認並びに条例第 10 条の規定による工事着手届等の手続きをしないで工事に着手した場合
- (2) 条例第 11 条の規定による設計の変更の確認を受けずに工事に着手した場合
- (3) 条例第 9 条及び第 11 条の規定により確認を受けた設計に適合しない工事を施工した場合
- (4) 条例第 13 条第 1 項の規定による防災等の措置を工事の着手前に講じない場合、及び同第 2 項の規定に基づく工事の廃止又は中止後の災害の防止等についての措置を実施しない場合
- (5) 条例第 14 条の規定による工事施工者の変更、工事の着手又は工事完了時

期の変更、工事の中止・再開及び工事の廃止の届出をしない場合

(6) 条例第 15 条の規定による設計確認の掲示をしない場合

(7) 条例第 16 条の規定による工事完了時の届を提出しない場合

第 10 協議書等の経由について（規則第 14 条）

規則第 14 条の規定による協議書の提出部数は 2 部＋関係市町村数（森林整備課、所轄林務環境事務所、市町村意見照会用）とし、所轄林務環境事務所に提出するものとする。

II 設計の基準について

第1 設計基準一般について

条例第8条に規定する設計基準の樹林地等ほか7項目の区分は、県土の災害の防止と、安全で良好な地域環境の確保を図る上で必要と認める規制項目について定める。

第2 樹林地等について

1 樹林地の意味

樹林地とは、現況で樹木（竹林を含む。）が生立している土地を総称するものをいう。

なお、無立木地等において新たに樹林地を造成する場合は、別表-1の標準立木本数表によるものとし、既存の樹林地にあつては単位面積当たりの樹木の生立本数が、同じく別表-1にかかげる立木本数の10分の3以上であることを要件とする。

2 原則としての字句の意味

ゴルフ場等の造成事業の適正化を図り、災害の防止と環境の保全に資するためには、造成区域内の既存の樹林地は、できるだけ多くこれを保存するとともに、全区域にわたって樹林地を適切に配置することが重要である。したがって、本条例の運用にあつては、樹林地等についての基準は所定の基準どおり実施するのが前提である。ただ、この場合、造成事業の種類と造成区域の立地環境等により、真にやむを得ないものである場合には、その例外について勘案することがあるという意味である。

3 「50%以上の樹林地が適切に配置されている」ことについて

(1) ゴルフ場においては、次の各号の要件を満たすものとする。

ア 造成区域内の水源地等に適切に樹林地が配置されている。

イ 造成区域内の樹林地は、特定箇所には偏在することなく適切に配置されている。

ウ 造成樹林地については、在来の樹種で高木性のものを選定する。

エ 造成区域内の保安林については、その区域が保存されている。

(2) ゴルフ場以外のレクリエーション施設においては、ア～ウの要件を満た

すものとする。

4 既存の樹林地の現状保存について

造成区域の周辺部及びゴルフ場におけるホール間、スキー場におけるコース間の樹林地は、原則として既存の樹林地を現状のまま保存することとする。

第3 防災施設について

- 1 防災工事は、他の工事の施工に先立って行うこと。
- 2 各施設の計画構造、品質（強度等）については、「国土交通省河川砂防技術基準」、「農林水産省が定める土地改良事業計画設計基準」、「林野庁が定める治山、保安林及び林道に関する技術の基準」、その他これに準ずる基準により定めること。

（土砂流出防止の計画）

- 3 造成区域及びその周辺の地形・地質等の状況を勘案して、下流流域に対する災害を防止するため、土砂流出防止施設を設けること。
- 4 土砂流出防止施設の計画は次の事項に留意して計画すること。
 - (1) 土砂流出防止施設の数及び規模は、造成区域内及び周辺の地形、地質、林相、地下水（湧水）、造成面積（切土、盛土面積）及び雨量等の気象条件に基づき計画すること。
 - (2) 谷筋などを埋め立て土地造成を行う場合は、谷筋の流域面積、勾配、盛土高、表流水や地下水の有無等について総合的に安全度を検討し、排水工、床固工、ダム工、擁壁工、埋設工等を計画し、土砂の安定を図ること。また、渓床には暗渠工を設け、完全に地下水の排除ができるようにすること。
 - (3) 流域変更による流量増又は流路変更による新流路となる谷筋などについては、流水の流下能力の他に侵蝕防止に対する護岸工・床固工・床張工などの施設を計画するものとする。
- 5 工事後に残土がある場合は、土砂の流出等が起こらないよう残土を安全に維持する施設を設けること。
- 6 造成地域内及びその周辺で造成事業に関連して土砂流出の可能性のある溪流が存在する場合は、当該溪流に土砂流出防止施設を設けるほか周辺既存樹林地を残す等の土砂災害防止を配慮すること。

(河川・砂防整備の計画)

7 河川・砂防整備について

(1) 造成区域が包含される流域の河川の管理者と協議の上、河川及び砂防施設の計画を作成すること。

また、下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等を計画すること。

(2) (1)の資料作成にあたり流量配分図を作成すること。

ア 区域内の各河川の流域界を 10,000 分の 1 程度の図面に記入する（各河川を明示する）。

イ 各河川の流域面積は造成部分と非造成部分とに分けて測定する。

ウ 計画流量の算出はラショナル (Rational) 式を用いて算出する。

$$Q = (1/3.6) \times f \times r T \times A$$

Q : ピーク流量 (m³/S)

f : 流出係数……下表による

r T : 降雨強度 (mm/hr) ……別表-2 による

A : 流域面積 (K m²)

注：降雨強度については、別表-2 により該当地域を選定し、ダム工にあつては、100 年確率、ダム工以外にあつては、50 年確率の数値を用いること。

地表状態	区分	浸透能大	浸透能中	浸透能小
	林地	地	0.3~0.5	0.5~0.6
草地	地	0.4~0.6	0.6~0.7	0.7~0.8
耕地	地	0.5~0.7	0.7~0.8	-
裸地	地	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0
太陽光パネル等不浸透性材料で覆われる箇所		1.0		

区分の適用については、おおむね、平地は浸透能大、丘陵地は浸透能中、山岳地は浸透能小として差し支えない。

流域面積	到達時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

(3) 現在河道の流過可能量の算定について

河岸天端余裕高を最低 0.60m を残して算出し、マンニング式を用いる。

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad I: \text{勾配} \quad R: \text{径深} \quad n: \text{粗度係数}$$

これに先立ち実測による河床勾配の測定を行い、一般河道については、 $n=0.030\sim 0.035$ 、急流河川及び河幅が広く水深の浅い河川は、 $n=0.040\sim 0.050$ 程度の粗度を使用のこと。よって、 $Q=A \cdot V$ となり、計画流量との比較検討を行い、流過不能区間を抽出する。

$$Q: \text{流量 (m}^3/\text{sec)} \quad A: \text{流水断面積 (m}^2\text{)} \quad V: \text{流速 (m/sec)}$$

(4) 構造物を用いない調整池方式は原則として認めない。

(5) 土砂留ダム水通し及び排水流路断面の算定には土砂混入時の流速の影響を見込むこと。

土砂混入率 [水路工の場合は 5~10%、ダム工の場合は 20%]

土砂混入時の流速公式

砂礫混和による流速の低下

$$V_1 = V \times r / (r + a(r_1 - r))$$

r : 流水の比重 1.0

r_1 : 砂礫の比重

a : 砂礫混入率

第4 排水施設について

1 排水施設の構造

- (1) 雨水と汚水は原則として分流式によって排水し、かつ雨水以外の下水は暗渠によって排水できるよう定めること。
- (2) 排水施設は鉄筋コンクリート等堅固で耐久力を有し、かつ漏水を最小限度とする構造であること。
- (3) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は 20 センチメートル以上であること。
- (4) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、柵又はマンホールが設けられ、柵又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべき柵又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

- ア 公共の用に供する管渠の始まる箇所
- イ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所、ただし管渠の清掃に支障がないときはこの限りではない。
- ウ 管渠の直接部においても次表の範囲内により、同表の範囲内の間隔を設けること。

管径	300mm 以下	600mm 以下	1000mm 以下	1500mm 以下	1650mm 以下
最大 間隔	50m	75m	100m	150m	200m

エ 暗渠の上流端には沈砂ます等を設けること。

2 柵又はマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべき柵に合っては、深さが15センチメートル以上のどろだめが、その他の柵又はマンホールにあっては、その接続する管渠の内径又は内のりに応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

3 汚水処理建設

- (1) 造成区域内の汚水処理施設にあっては、排水施設の末端が公共下水道、流域下水道に接続するものを除くほか、処理施設を設けること。
- (2) 前項の終末処理施設は、標準活性汚泥法又はこれと同等以上の高度処理とするほか、4の汚水排水基準が得られる構造とすること。
- (3) 同一造成区域内での汚水処理は、1箇所で集中処理することを原則とすること。

4 汚水排水基準

汚水処理後に排水口から排出される水質は、山梨県生活環境の保全に関する条例の排水基準に適合すること。

5 汚水放流場所等

- (1) 下水道に放流する場合は、当該下水道の管理者、その他の場合は、当該管理者及び水利権者と協議すること。また、排水口の位置は、公共の水域の水質の汚濁の状況を考慮して適切に定めること。
- (2) 放流先の水量は汚水処理水に対して濁水時に十分な希釈量を有すること。

- (3) 放水先の付近に飲料水等の水利用がある場合は、汚水処理水を放流しないこと。
- (4) 運用基準Ⅰの第4の3の(1)のゴルフ場に係る排水を水道取水に影響があると思われる河川へ放流する場合は、排出水中の農薬の濃度が、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物被害の防止に係る指導指針（令和2年3月27日付け環境省水・大気環境局長通知環水大土発第2003271号）」の定める指針値を超える排水を排出しないものとする。

第5 地盤について

- 1 造成区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤沈下又は造成区域外の地盤の隆起が生じないように土の置き換え、水抜き等の措置を講ずること。
- 2 切土をする場合において切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように、くい打ち、土の置き換え等の措置を講ずること。
- 3 盛土する場合には、高盛土に対しては、すべりの安定度の照査をし盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切り等の措置を講ずること。
- 4 切土、盛土量は、ゴルフ場で18ホール当たりそれぞれおおむね150万 m^3 以内とする。スキー場の滑走コースにかかる切土量は、1ヘクタール当たり1千 m^3 以内とする。
- 5 切土又は盛土の高さは、原則として法面直高15メートルを限度とする。

第6 擁壁について

- 1 造成行為によって生ずる崖面及びのり面は、擁壁、石張り、芝張り、モルタル吹きつけ等により風化その他の侵蝕に対して保護し、景観形成に配慮すること。
なお、擁壁でおおわれない崖又はのりにあつては、直高5メートル以内ごとに適当な小段（1メートル以上）を設け必要な排水施設を設けるとともに、のり肩、のり尻をラウンディング処理すること。
- 2 盛土により生ずる法面の勾配は、原則として法面30度以下とし、30度を

超える場合は擁壁を設置すること。

また、法面の長さが 20 メートルを超えるものについては、法面の 3 分の 1 以上は永久工作物で保護するものとする。

- 3 切土をした土地の部分の生じる高さ 2 メートルを超える崖（切土と盛土を同時にした土地を含む。）面は、擁壁を設置すること。ただし、切土をした土地の部分に生じることになる崖、又は崖の部分で次のいずれかに該当するものの崖面については、この限りではない。

- (1) 土質が次表の左の欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土 質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する勾 配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60°	80°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利・真砂土・関東ローム・硬質粘 土その他これらに類するもの	35°	45°

- (2) 土質が前項の次の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え、同表の右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離 5 メートル以内の部分、この場合、前項に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、がけの部分は連続しているものとみなす。

（擁壁の構造）

- (3) 設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り、練り石積み造りとする。
- (4) 擁壁の構造は、構造計算、調査等によって次に該当すること。
- ア 土圧・水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと。
 - イ 土圧・水圧及び自重によって擁壁が転倒したり沈下しないこと。
 - ウ 土圧・水圧及び自重によって擁壁の基礎がすべらないこと。
- (5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、原則として壁面の面積 2 平方メートル以内ごとに少なくとも 1 個の内径が 6.0 センチメートル以上の陶管等耐久材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面には次表の基準の

透水層を設置すること。

擁壁の高さ	透 水 層 の 厚 さ	
	上端	下端
3.0m 以下	30cm	40cm
3.0m～4.0m	30cm	50cm
4.0m～5.0m	30cm	60cm
5.0m 以上	30cm	60cm に擁壁の高さが 5m を 1m 増すごとに 10cm を加える

注 透水層の上端は、壁体上端から 30cm 下方とする。

- (6) 構造材料又は構造方法が前各号の規定によらない擁壁にあっては、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 37 年政令第 16 号）施行令第 17 条に定める擁壁とすること。

第 7 取付道路について

(計画の基本)

- 1 接続する道路が幅員 5.5 メートル未満で、車両の通行に支障のない場合であっても、道路法第 47 条に基づく車両制限令第 6 条の趣旨にそうように計画すること。
- 2 道路は造成計画の規模、通過発生交通量等に対応して住民又は滞在者の安全を図りうる構造として設計されていること。
- 3 道路は造成区域外の道路の機能を阻害しないこと。

(舗装)

- 4 道路の路面は、安全かつ円滑な交通を確保するため、特別の場合を除き、セメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装とし、その設計に当たっては国土交通省で定める「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 103 号）」によること。
- 5 橋梁の設計に用いる設計自動車荷重は 20 トンとする。ただし、設計交通量が 1000 台/日未満で大型車の交通量が少ない場合は、14 トンとすることができる。

(側溝)

- 6 道路には雨水等を有効に排水するため側溝、街渠、集水柵、その他適当な

排水施設を設けるものとする。

(交通安全施設等)

- 7 道路には必要な区間に交通安全施設を設置し、車両の路外逸脱防止並びに歩行者の保護及び横断、抑制を図ること。その設置基準は、国土交通省の定める「防護柵の設置基準（平成10年建設省道環発第29号）」等によること。
- 8 道路交通の安全を図るため立体横断施設を設置を必要とする箇所については、国土交通省の定める「立体横断施設設置基準および道路標識設置基準について（昭和53年建設省都街発第13号・道企発第14号）」によること。
- 9 造成事業に関係する車両等が公道等を出入りする際は、整理員を配置し交通安全のための整理をするものとする。

第8 用水について

- 1 原則として造成区域内の池・沼及び調整池の水を活用すべきであるが、これらの方途により用水の確保が困難のときは、関係市町村と十分協議のうえ適切なる方法を講ずるべきであること。
- 2 用水として地下水を使用する場合は、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成24年山梨県条例第75号）」によるものとする。

第9 廃棄物処理について

ごみ、ふん尿等の処理制限に関する計画及び設計については、当該区域を所轄する市町村と協議して定めること。

Ⅲ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に係る審査基準及び標準処理期間について

山梨県行政手続条例（平成7年山梨県条例第46号）第5条及び第6条の規定による条例に係る審査基準及び標準処理期間については次のとおりとする。

1 審査基準

項 目	審査基準の内容
事前協議 (条例第4条第1項)	運用基準Ⅰの第1から第4
設計確認 (条例第9条第1項)	運用基準Ⅰの第6、及び運用基準Ⅱ
設計変更確認 (条例第11条第1項)	運用基準Ⅰの第6、及び運用基準Ⅱ

2 標準処理期間

項 目	標準処理期間
事前協議（条例第4条第1項）	180日
設計確認（条例第9条第1項）	120日
設計変更確認（条例第11条第1項）	120日

別表-1

標準立木本数表

1 針葉樹

ha 当たり

林令	平均樹高	標準本数
5 年以下	3.5m 以下	3000 本以上
10 〃	4.5 〃	2800 〃
15 〃	5.5 〃	2600 〃
20 〃	6.5 〃	2480 〃
25 〃	8.5 〃	2040 〃
30 〃	10.0 〃	1680 〃
35 〃	11.5 〃	1420 〃
40 〃	12.5 〃	1230 〃
45 〃	14.0 〃	1110 〃
50 〃	14.5 〃	1010 〃
51 年以上	14.6m 以上	850 〃

2 広葉樹

ha 当たり

林令	平均樹高	標準本数
5 年以下	3.5m 以下	3000 本以上
10 〃	4.5 〃	2600 〃
15 〃	5.5 〃	2300 〃
20 〃	6.5 〃	2150 〃
25 〃	8.0 〃	1600 〃
30 〃	9.5 〃	1220 〃
35 〃	11.0 〃	970 〃
40 〃	12.0 〃	810 〃
45 〃	13.0 〃	700 〃
50 〃	14.5 〃	620 〃
51 年以上	14.6m 以上	450 〃

別表－ 2

雨量強度式は次によるものとする。

	10年	30年	50年	100年
甲府	$50.303/(t^{(3/5)+0.106})$	$63.194/(t^{(3/5)+0.120})$	$69.068/(t^{(3/5)+0.124})$	$77.014/(t^{(3/5)+0.129})$
韮崎	$7.005(24/t)^{0.556}$	$8.735(24/t)^{0.550}$	$9.524(24/t)^{0.549}$	$10.589(24/t)^{0.547}$
黒駒	$9.059(24/t)^{0.556}$	$11.438(24/t)^{0.550}$	$12.525(24/t)^{0.549}$	$13.990(24/t)^{0.547}$
市川	$8.784(24/t)^{0.556}$	$11.031(24/t)^{0.550}$	$12.058(24/t)^{0.549}$	$13.441(24/t)^{0.547}$
身延	$11.198(24/t)^{0.556}$	$13.920(24/t)^{0.550}$	$15.163(24/t)^{0.549}$	$16.839(24/t)^{0.547}$
南部	$13.728(24/t)^{0.556}$	$17.086(24/t)^{0.550}$	$18.619(24/t)^{0.549}$	$20.687(24/t)^{0.547}$
大月	$11.257(24/t)^{0.463}$	$14.369(24/t)^{0.455}$	$15.790(24/t)^{0.453}$	$17.706(24/t)^{0.450}$
河口湖	$60.137/(t^{(1/2)+0.104})$	$75.997/(t^{(1/2)+0.128})$	$83.240/(t^{(1/2)+0.137})$	$93.003/(t^{(1/2)+0.146})$

備考：算出された雨量はmm/hr t：時間 (hr)

雨量強度の算定に当たっては次表のとおりとする。

区 分	該 当 市 町 村
甲 府	甲府市の内旧甲府市、山梨市、南アルプス市の内旧櫛形町・旧甲西町・旧白根町・旧八田村・旧若草町、甲斐市の内旧敷島町・旧竜王町、笛吹市春日居町、甲州市、中央市の内旧田富町・旧玉穂町、中巨摩郡
韮 崎	韮崎市、北杜市、甲斐市の内双葉町
黒 駒	甲府市の内旧中道町、笛吹市石和町・一宮町・境川町・御坂町・八代町、中央市の内旧豊富村
市 川	市川三郷町、富士川町、身延町の内旧下部町
身 延	南アルプス市芦安、早川町、身延町の内旧身延町・旧中富町
南 部	南部町
大 月	大月市、上野原市の内旧上野原町、北都留郡
河口湖	甲府市古関・梯、富士吉田市、都留市、笛吹市芦川町、上野原市秋山、南都留郡